



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区社会福祉協議会が港区から委託を受けて実施しています。

### 親族後見人カフェ開催のお知らせ

親族後見人支援の取り組みとして昨年度から実施しています。日ごろの後見活動や家裁、監督人とのやりとりについて相談したい、他の人はどのように活動しているのか聞きたいなど、アドバイザー弁護士を交えて話をする場となっていますので、ぜひ一度参加してみてください。

・日時：令和3年12月7日（火）15：00～16：30

・場所：麻布区民協働スペース（六本木5-16-46）

・定員：10名（申込順）

※参加費無料です

チラシや港社協ホームページ、Twitterでもご案内していますので、ご確認ください。



### 親族向け後見人講座を開催

令和3年6月21日、28日に、制度の内容と後見人の実務について講座を行いました。

アンケートからは

・なんとなく言葉や文では、そのときは、わかっても、実際に後見人をつけている家族や個人の人をみたり、聞いたりしてみたい。

・メリット・デメリットに関する講義に特に関心を持ちました。

平素より、メリット・デメリットをよく勉強することが肝要だと認識しました。

・実家が港区内にあり、高齢の両親が暮らしていますが、子供である私と姉は離れて暮らしています。年を追うごとに、両親自身は老化で身体的・精神的にできることが制限されていく様子を実感しており、いつかこの制度を利用するべき時が来るのだろう、との考えで受講させていただきました。

などの意見をいただきました。

次回は1月と2月に開催予定です！広報や港社協ホームページでご確認ください。



Zoomを併用して開催しました

### 法律的な問題があったら・・・

これから申立てをお考えの方、すでに後見人等として活動している方で法律的なトラブルや問題を抱えている場合には、ぜひ港社協の福祉専門相談をご利用ください。月2回無料で弁護士等による相談をお受けしています。日程については港社協ホームページ等でご確認ください。

#### 【法テラスって知ってますか？】

法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。借金、相続など、さまざまな法的トラブルを抱えてしまったときに問題解決に向けて相談することができます。また、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う、「民事法律扶助」の仕組みもあります。相談先の一つとしてぜひ知っておいてください。

## 親族後見人は選任されることが少ない？～東京家庭裁判所の運用～

東京家庭裁判所後見センターが発行している「後見センターレポート」によると、統計数値では親族後見人が選任される割合は年々低下していますが、これは親族を候補者とする申立ての減少が影響しているとのこと。しかし、親族を候補者とするケースでは親族が選任されることが増えているようです。

【親族候補者が選任されなかった主な事例】

- ・親族間に意見の対立があるケース
- ・ご本人が親族候補者の選任に反対しているケース
- ・候補者がご本人の財産を投資等により運用する目的で申立てをしているようなケース
- ・候補者が健康上の問題や多忙などのため適正な後見事務を行い得ないと判断されるケース



以下のようなケースでは親族候補者を後見人に選任したうえで、専門職を後見人又は後見監督人として併せて選任することがあるようです。

- ・専門性の高い課題が見込まれるケース
- ・候補者とご本人との間で利益が相反する行為（遺産分割協議など）が予定されているケース
- ・候補者が後見事務に自信がないケース
- ・専門職による支援を希望したケース

## 監督人がつくケースとは？～東京家庭裁判所の運用～

東京家庭裁判所後見センターによると、全てのケースで後見監督人が選任されるわけではなく、

- ・流動資産が多い場合
- ・後見人による後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合

などにおいて必要性が高いと判断した場合に選任されています。後見監督人には後見人の知人等ではなく第三者の専門職が選任されています。

また、成年後見人が管理する本人の流動資産額が概ね1000万円以上となる場合、原則として専門職後見監督人を選任する方針としており、現在も方針変更はないということです。

ただし、流動資産額が高額であるケースのうち、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に適する案件で、成年後見人の手元で管理するお金を100万円から500万円程度に設定した場合は、後見監督人を選任しないケースもあるようです。



【ご相談・問い合わせ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階

電話 03-6230-0283 Fax 03-6230-0285

URL : <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



ちいばす麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分